第211回国会 (1月23日~6月21日)

山田太郎WORKS 中間発表

2023年4月19日 山田太郎事務所

Ver 6.0

本日の内容

1.	山田太郎の基本情報
2.	国会活動(第211国会)
3.	党内での政策立案
4.	中心政策に関する取り組み
5.	視察

山田太郎の基本情報

山田太郎の所属委員会/党内での役職(第211回国会)

◆ 参議院

- 内閣委員会 理事
- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 理事
- 決算委員会 委員
- 消費者問題に関する特別委員会委員

◆ 自由民主党

- 政務調査会 内閣第一部会 部会長代理
- 政務調査会 知的財産戦略調査会 事務局次長
 - > デジタルコンテンツ戦略小委員会 事務局長
- 政務調査会 デジタル社会推進本部 事務局長代理
 - » 防災DXプロジェクトチーム 事務局長
- 政務調査会「こども・若者」輝く未来創造本部
 - > 「こども・若者」輝く未来実現会議事務局次長
 - » こどもDX小委員会 小委員長
- 政務調査会 孤立孤独対策特命委員会 事務局長代理

◆ 参議院自由民主党

- 参議院 政策審議会 副会長
- 参議院 不安に寄り添う政治のあり方勉強会 事務局次長

- 政務調査会 新しい資本主義実行本部
 - > スタートアップ政策に関する小委員会 事務局次長
- 政務調査会 クールジャパン戦略推進特命委員会 事務局次長
- 政務調査会 少子化対策調査会 副会長
- 政務調査会 スポーツ立国調査会バーチャルスポーツ推進 P T 事務局長代理
- 広報本部 ネットメディア局 局長代理
- NPO·NGO関係団体委員会 副委員長

◆ 議員連盟

- マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟事務 局次長
- 障がい者所得倍増議員連盟
- ルール形成戦略議員連盟
- 少子化社会対策議員連盟
- 地方創生・未来都市推進議員連盟
- Withコロナ・Afterコロナ新たな国家ビジョンを 考える議員連盟

- ひきこもり支援推進議員連盟
- 成育基本法推進議員連盟
- 「こどもホスピス」を応援する議員連盟 呼びかけ人
- 児童の養護と未来を考える議員連盟
- オンラインゲーム・eスポーツ議員連盟
- 超党派 日本・フィンランド友好議員連盟
- 公立小学校にスクールバス導入を目指す議員連盟
- 子どもの貧困対策推進議員連盟

- 自殺対策を推進する議員の会
- Children First の子ども行政のあり方勉強会 共同 事務局
- 子どもの健全な外遊びを推進する会
- 発達障害の支援を考える議員連盟
- 改質リグニン活用推進議員連盟
- 花粉症対策議員連盟

2023年4月18日時点

カテゴリー別活動報告

- 1. 表現の自由
 - ①新サイバー犯罪条約
 - ②海賊版対策(CODAとの連携等)
 - ③ゲーム依存症勉強会
 - ④有害図書指定制度問題
 - ⑤ クレジットカードとプラットフォーマー関係
- 2. こども政策
 - ①こども家庭庁・こども基本法
 - ②異次元支援、こども大綱
 - ③子育て支援アンケート(小倉大臣、参議院、総理)
 - ④困難を抱える子の支援
 - 1. 不登校問題(草潤・エール岐阜)
 - 2. 指導提要と指導死問題
 - 3. 障がい児支援所得制限廃止
 - ⑤いじめ・こどもの自殺
- 3. デジタル政策
 - ①AIと著作権
 - ②デジタルアーカイブ(デジタルアーカイブ振興法(仮)の提言他)
 - ③次期重点計画、包括的データ戦略
- 4. その他
 - ①花粉症(総理質疑、議連)
 - ②障がい者支援(優先調達関係)

国会活動(第211回国会(1月23日~6月20日))

- ●内閣委員会 理事
- ●地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 理事
- ●決算委員会 委員
- ●消費者問題に関する特別委員会 委員

山田太郎の国会所属委員会

内閣委員会



地方デジタル特別委員会※略称



消費者問題に関する特別委員会

決算委員会

第211回国会での質疑

計4回

1.2023年3月9日 内閣委員会

▶ こども政策・新サイバー犯罪条約・クレジットカード会社に対する規律・ゲーム行動症と引きこもり

2.2023年3月29日 地方デジタル特別委員会

> AI政策について・デジタルアーカイブ政策について・条例による有害図書指定について

3.2023年4月3日 決算委員会 ※総理・テレビ入り

➤ 新サイバー犯罪条約・AI政策について・デジタルアーカイブ政策について・少子化対策について こども政策について・花粉症対策について

4.2023年4月4日 内閣委員会

こども政策について・不適切指導について・発達障害の支援について

2023年3月9日 内閣委員会

新サイバー犯罪条約 クレジットカード会社等に対する規律 ゲーム行動症と引きこもり 障がい児等の所得制限 不適切指導 不登校対策

内閣委員会:新サイバー犯罪条約

- 内閣委員会(2023/03/09)
 - 新サイバー犯罪条約
 - → 外務省大臣官房参事官



実在する子供を守るというのは当然でありますが、実在する被害児童がいない創作表現まで規定する条項とか、所持を超えて視聴までも犯罪化する条項は、 日本国憲法の二十一条にも抵触する問題であると思っています。

こんなことが我が国で起こらないように、表現の自由や通信の秘密、検閲の禁止等が抵触しないような条項に 対して、日本政府としてはこの交渉をどのような方向で行っているのか、お伺いしたいと思います。

この条約が既存の国際約束との整合性がきちんと確保されること、

また表現の自由や通信の秘密を含む人権や基本的自由を不当に制限するような内容とならないこと、また、サイバー犯罪に対処するために有効かつ適切な内容となるよう、 ほかの法の支配や人権を基本的価値として共有する 米国や欧州を始めとする諸国と協調しつつ、我が国の立場を積極的に主張し、 各国の理解や支持が得られるよう交渉に当たってきております



内閣委員会:新サイバー犯罪条約

- 内閣委員会(2023/03/09)
 - 新サイバー犯罪条約
 - → 髙木啓外務大臣政務官



表現の自由と抵触する実在の被害がいない表現規制というのは、
これ是非この草案から削除してもらいたいと思っていますし、
インターネット上の自由を過度に制限する規制も削除して、そして実現、
仮にそれが厳しい状態、国際的な枠組みで議論していますから、その場合は
実在の被害がいない表現規制及びインターネット上の自由を過度に制限する規制については
留保するということで是非頑張っていただきたいと思いますが、
今交渉に現場当たられていると思いますが、
外務省としての意気込み、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

表現の自由等の人権や基本的自由の確保も追求することが不可欠であると考えております。

表現の自由や通信の秘密を含む人権や基本的自由を不当に制限するような内容とならず、サイバー犯罪に対処するために有効かつ適切な内容となるよう、法の支配や人権を基本的価値として共有する諸国と協調しつつ、我が国の立場を適切に主張し、 各国の理解や支持の獲得に引き続き努めてまいりたいと思います。



内閣委員会:クレジットカード会社等に対する規律

- 内閣委員会(2023/03/09)
 - クレジットカード会社等に対する規律
 - → 経済産業省大臣官房審議官



昨今、クレジットカード会社による表現規制が続いているというふうにも考えられまして、 適法な創作物についても規約等によって取引を禁止したりとか、 そのような創作物を取り扱っている事業者に対して、取扱いをやめるか、 それとも契約を解除するとかを迫るケースが頻発しているんですが、 まず政府はそういった事態を把握されているかどうか

実際に加盟店の方から、

クレジット会社から契約の締結を拒否されたりあるいは解除されるといったお問合せ、 いただくことは実際ございます。

> 統計的あるいは網羅的には把握しているところではございませんが、 そういう形で実態を把握しているという状況でございます。



内閣委員会:ゲーム行動症とひきこもり

- 内閣委員会(2023/03/09)
 - ゲーム行動症とひきこもり
 - → 厚生労働省大臣官房審議官



ゲーミングディスオーダーが引きこもりの原因になっているというような 見解なんですが、本当にこれ科学的なエビデンスがあるのかどうか、 この辺りの見解、政府の認識、お伺いしたいと思います

委員御指摘のゲーミングディスオーダーが引きこもりの原因となっている との見解に対する科学的なエビデンスについてでございますが、 現時点においては承知しておりません。

引きこもり状態にある方は、その背景や置かれた状況が様々ということで、 複合的な支援が必要だと認識しております。



内閣委員会:障がい児手当等の所得制限

- 内閣委員会(2023/03/09)
 - 障がい児手当等の所得制限
 - → 小倉將信こども政策担当大臣



障がい児をもつ家庭のさまざまな手当てに関する所得制限についても 早急に撤廃すべきだと思いますがいかがですか

こども政策強化に関するたたき台の取りまとめに当たりましては、社会全体の意識を変え、子ども・子育てを応援するものとなるよう、個別の施策ではなく、ライフステージ を通じた施策のパッケージをお示しをする必要があると考えております。

引き続き様々な意見に耳を傾けながら、三月末を目途として子ども・子育て施策として 充実するこの内容を具体化してまいりたいと思っております。



障がい児手当の所得制限

●障がい児への様々な手当等

①障がい児福祉手当

14,850円/月 → 受給不可

2特別児童扶養手当

1級52,400円/月、2級34,900円 → 受給不可

③ 障がい福祉サービスの自己負担

通所4,600円/月、施設利用9,300円/月 → 上限負担が37,200円に増額

- 4 これだけではなく、自立支援医療制度、就学奨励、高額医療費制度などその他支援にも制限がある
- ⑤全部取得できる重度障がい児が所得制限世帯に生れると、月14万円の差

●所得制限

- ①特別児童扶養手当の所得制限は570万円、
- ②障がい児福祉手当は700万円、
- ③補装具費支給制度は830万円、
- ④ 障がい児通所支援は世帯所得890万円(世帯主、扶養内の配偶者、児童2名の家庭の場合。)
- ⑤ 障がい児の児童手当といわれる障がい児福祉手当は、障がいをもたない子どもの家庭に支給される児童手当よりも厳しい基準での所得制限になっている。

●実際の費用

- ①脳性麻痺の女の子(11歳)が今までに購入した補装具について
- ②2歳の1年間だけで、座位保持いす、バギー、立位台、カーシートで総額90万円の出費。もし補助が有れば、出費は3万7000円。その差額86.3万円、24倍
- ③今までに購入した補装具費の合計は268.1万円(車一台分)、もし補装具支給制度の補助があれば、合計15.7万円、差額は252.2万円
- ④特別児童扶養手当と障がい児福祉手当がもらえていれば、11年間で合計790万円だったが、支給は0円
- ⑤車いすなどは、成長のたびに新たな高額負担が生じる。買い替えが必要なたびに、娘が母に言った言葉は「お母さん、大きくなってごめんね」。

内閣委員会:不適切指導

- 内閣委員会(2023/03/09)
 - 不適切指導
 - → 大臣官房学習基盤審議官



不適切指導の禁止ということに関して、

文科省から教育委員会並びに各学校長に徹底した通達をして、 本当にこれによって苦しんでいるこどもたち、そして命を散らすこどもたちが一人もいなくなるように是非やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか

今後、この通知の趣旨、改訂の中身等につきまして しつかり現場に周知をしていくことが大変重要であるというふうに、 委員御指摘のように思ってございますので、 例えば、新年度明けの各県で生徒指導の中心的な役割を果たす 担当者向けの研修会等においての説明等々、 適時、引き続きしつかりと学校現場への浸透を 図ってまいりたいと考えてございます



内閣委員会:不登校対策

- 内閣委員会(2023/03/09)
 - 不登校対策
 - → 大臣官房学習基盤審議官



(文科省の現在のこの) 対策で増え続ける不登校問題が解決できる というふうに本当に考えていらっしゃるのかどうか

誰一人取り残されない学びを保障するための不登校対策につきまして、 年度内に目途にまとめるべく、こども家庭庁の御協力もいただきながら、 有識者の知見も伺いながら検討を進めてございます。

安心して学べる学校が、場所になるように、 必要なことを順次実施することにいたしまして、 そのような施策の充実を図らせてまいりたいと考えておるところでございます



内閣委員会:不登校対策

- ◆現在、<u>不登校児童生徒数は24万人、長期欠席を含めると約30万人</u>と過去最高を記録している。不登校児童生徒には、多様な選択肢の確保が必要であるが、 全国の<u>不登校特例校は21校、受け入れ児童生徒数は約1800人</u>しかいない。
- ◆特に高校の不登校特例校は公立は0、私立は4校。進学先は多くが通信制でその先は行先不明。それにも関わらず<u>「不登校児童生徒に対する支援事業」は</u> 予算2.6億円にとどまっている
- ◆対応するスクールソーシャルワーカーの活動の日数の状況は、<u>年間配置0(配置実績なし)が29.7%、年間9日~1日が24.5%と、年間9日以下の配置で54.2%</u>にのぼる。全国の小学校と中学校で採用されているSSWは約3000人のみ。不登校対策の議論になると、トータル予算だけでなく、スクールソーシャルワーカーの議論になるが、これでは、やっていないに等しい。

2023年3月29日 地方デジタル特別委員会

AI政策について デジタルアーカイブ政策について 条例による有害図書指定について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
 - 生成系AIの著作権法上の課題
 - → 内閣府 知的財産戦略推進事務局 次長



A I 生成物の著作物性やA I 生成物による著作権侵害の成否、これらがそれぞれ著作権法上の課題として出ていますが、まず政府はこれらの課題を今把握しているのかどうか、御見解いただきたいと思います

お尋ねのAI生成物の著作物性や著作権侵害といった著作権法上の課題につきましては、 御指摘がありましたように、最近における生成系AIの急速な進歩と普及によりまして、

国内外で様々な議論が生じているというふうに承知しております

現状におきましては、人間による創作的寄与がどの程度あれば著作物と認められるかと、そういった点が明確でないこと、

また、A I 生成物が大量に作成され市場に供給されることで著作権侵害が大量に発生するおそれや、

自らの権利を他者に主張するいわゆる権利濫用が生じるおそれがあるといったことが指摘されております



著作権法は、「文化の発展」を目的として著作物の保護と利用のバランスをとっている法律であるが、 仮にAIによって「文化の発展」が阻害されるのであれば、対応が必要になる場合もある

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
 - 生成系AIの著作権法上の課題
 - → 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 審議官



政府も、2019年以降、A I 戦略というのを作成してきています。

その中で、AIに関する著作権法上の課題ということについて

何か方向性を出されているのかどうか、この辺りもお伺いしたいと思います



著作権法上の課題に関する方向性は示しておりません。



非常に大きな問題である!AI戦略の重要性は論を待たないが、

そこから「文化の発展」といった観点がすっぽりと抜け落ちていることに関しては、対処対応が必要である

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
 - 生成系AIの著作権法上の課題
 - → 文化庁 審議官



政府も、2019年以降、A I 戦略というのを作成してきています。 その中で、A I に関する著作権法上の課題ということについて 何か方向性を出されているのかどうか、この辺りもお伺いしたいと思います

平成三十年の著作権法改正におきましては、いわゆる柔軟な権利制限規定の一つとしまして、

第三十条の四におきまして、情報解析の用に供する場合など、

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合には、

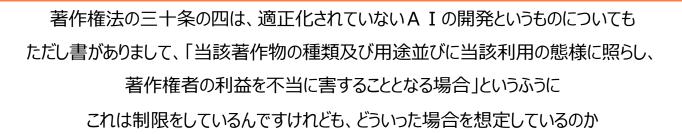
その必要と認められる限度において方法を問わず著作物を利用することが可能であるというふうに規定をされました。

:

A I、人工知能の開発に関しまして A I が学習するために著作物を含むデータを収集する行為等につきましては、 平成三十年改正を踏まえて文化庁が作成しています著作権法三十条の四等に関する基本的な考え方においても、 同条の享受を目的としない行為の具体例というものとしてその明示をさせていただいているところでございます。



- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
 - 生成系AIの著作権法上の課題
 - → 文化庁 審議官



著作権者の利益を不当に害することとなる場合といったものについては、

それに該当するかどうかといったものは、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から、

最終的には司法の場で個別具体的に判断されることになろうかというふうに考えられます。

:

A I 開発に際しまして、その情報解析の用途で販売されている データベースの著作物をA I の学習用データとして複製する等の行為は、 同条このただし書に該当しまして、権利制限の対象とはならないというふうに考えております。



司法判断によってAI政策や著作権政策が左右されてしまうことは大きなリスクがある。

デジタル社会に対応した新しい著作権法「デジタル著作権法」の制定の議論を早急に進め、しっかりと検討すべき!

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
 - 生成系AIの著作権法上の課題
 - → 文化庁審議官、国立国会図書官館長

昨年のMidjournyやChatGPT等の発表によって、画像や文章等については、人が創作した著作物と AIが生成した成果物の区別がつかない状況となっており、AI生成物の取扱いについては、 喫緊の課題が生じている。



A I 生成物について、A I の利用者が

著作者として著作権法七十五条以下の登録というのをできるのか

登録原因に関する事実をその提出書類で確認した上で審査を行うということになろうかと存じます



A I がどんどんどんら文章を吐き出して、A I で小説が作られちゃっているわけですよね。 これが納本制度の対象に当たるのかどうか

国立国会図書館法に基づく出版物の納本制度及び電子書籍、

電子雑誌等の収集制度につきましては、その作成にAIが用いられたかどうかにかかわらず、 法規に定められた外形的な要件に該当する場合に収集対象となり、当該資料を発行した公的機関及び、 又は民間の出版社、発行者に納入又は提供する義務が生じるものとなります



地方デジタル特別委員会:デジタルアーカイブ政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
 - デジタルアーカイブ推進について
 - → デジタル庁 統括官



デジタルアーカイブ推進というのは国のデータ戦略の私は今後柱の一つというふうになってくると思いますが、 現在の包括的データ戦略、これデジ庁さんの方でも重点計画の中でまとめられているのかどうか

デジタルアーカイブの推進につきましては、重点計画及び

重点計画の別紙である包括的データ戦略いずれにも現時点では位置付けられていないところでございます。

一方で、AIの利活用のためには十分な量と質のデータを学習させること というのが非常に重要であるというふうに認識をしております。

これらデジタルアーカイブを学習用データとできるように、議論を踏まえて、

関係府省庁と連携して検討してまいりたいというふうに考えております。



地方デジタル特別委員会:デジタルアーカイブ政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
 - デジタルアーカイブ推進振興法について
 - → デジタル庁 統括官



デジタルアーカイブ推進振興法というんですかね、・・・必要だというふうに思っておりますが、

政府としてですね、というのは、アーカイブを進めていこうと思うと、それなりの部局が必要だったりとか、

あるいは責任も必要になります、セキュリティーの問題も必要になります。

何といっても予算も掛かってきます。そういう意味では、きちっと基本法を整備した上で部局も立ち上げていく必要がある

これからのデジタル社会におきましては、コンテンツも含めた広範なデータが 社会インフラとして整備されることについて関係者の間で広く共通理解が図られ、 社会全体で機運が高まっていくということが今後重要になってくるというふうに考えております。

:

また、具体的な内容につきましても、

引き続き幅広い関係者による議論が行われるものと期待しておりまして、

私どもとしてもその議論にしっかりと参画してまいりたいというふうに考えております。



デジタルアーカイブ振興法のような推進基本法を制定し、法律上の根拠に基づく政府部局において、 基本計画を策定した上で、十分な予算措置のもとに政策を進めるべき

地方デジタル特別委員会:条例による有害図書指定について

有害図書指定制度

各自治体が、性的な描写や暴力的な描写等によって青少年の健全な成長が阻害されると判断した図書類を、有害図書類として指定し、18歳未満の者等への販売を罰則でもって禁止する制度。

- ▶ 自治体外の業者がインターネット販売で有害図書類を18歳未満の者等へ販売することをも禁止することを明示する自治体も出ており、デジタル社会を混乱させる事態となっている。
- ▶ デジタル庁設立の際のデジタル改革関連法の議論では、国会の大半の議論が各自治体ごとに個人情報保護条例が定められ、2000個問題と呼ばれるデジタル社会の形成を阻害する事態を解消するための個人情報保護法改正が中心的なものであったが、各自治体が法令で禁止されていない取引について、インターネット空間も含めて違法とすることは、新たな2000個問題を生み出し、デジタル社会の形成を阻害するものとなる。

地方デジタル特別委員会:条例による有害図書指定について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会(2023/03/29)
 - 条例によるインターネット空間の規制
 - → 河野太郎デジタル大臣



各自治体でそれぞればらばらな、禁止されていない法律の取引について、

インターネット空間を含めて全部が違法となってしまうような状況、

各条例によって制限されるということは新たな二千個問題を生み出して

デジタル社会の形成を阻害する可能性もあるんではないかと、こういうふうに思っています。

条例によるインターネット空間の規制を認めるとデジタル社会の混乱を招きますので、

日本社会の利益の阻害となるので極力認めるべきではないというふうに思いますけれども、

この辺り、かつての二千個問題の改正も含めて、デジタル庁さんの方の御見解いただきたいと思います。

それぞれの自治体が条例で様々なインターネット上の規制をするということは、本来デジタルというのは地理的な制限を超えていろんなことができるというこの特性を阻害することにもなりかねないというふうに思っております。

国と地方との関係も含め、こういう問題で また二千個問題と同じようなことにならないように、

そこはデジタル庁としてもしっかりと見てまいりたいというふうに思っております。



2023年4月3日 決算委員会

新サイバー犯罪条約
AIに関する諸問題、AIと著作権問題
デジタルアーカイブ振興法
こども家庭庁発足までの経緯、こどもの命を守るとの宣言
花粉症対策について

新サイバー犯罪条約:林外務大臣から引き出した答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - 表現の自由と新サイバー犯罪条約について
 - → 林 芳正外務大臣



新サイバー犯罪条約がどうなるかによって、表現の自由が失われ

日本のマンガ・アニメ・ゲーム等が

文化的にも産業的にも大きく衰退しかねないが、

政府はどのような立場で交渉に臨んでいるのか、林外務大臣の見解を伺う。

サイバー犯罪に適切に対応するためには国際的に協調した取り組みが重要でありますが 同時にですね今お話しされました

表現の自由等の人権また基本的自由の確保

これも不可欠でありましてまさにご指摘があったように、漫画アニメ等のですね表現活動これが不当に制限されることがあってはならないと考えております。



新サイバー犯罪条約:岸田総理から引き出した答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - 表現の自由と新サイバー犯罪条約について
 - →岸田 文雄内閣総理大臣



岸田総理、新サイバー犯罪条約への対応にあたっては、 表現の自由を守っていく、

日本のマンガ・アニメ・ゲーム等の文化・産業を守っていく、 それを基本方針として望んでいただきたいが、ご決意を伺う。

表現の自由を不当に制限するような内容とならないよう 条約交渉の場において我が国の立場、これを積極的に主張し、 引き続き、各国の理解や支持の獲得に努めて参ります。

表現の自由を不当に制限されることがないよう

条約交渉を進めていきたいと考えています。



AIに関する諸問題:岸田総理の答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - AIの光と影に対応した政策について
 - → 岸田 文雄内閣総理大臣



画像生成や音楽生成、それから文章生成等のジェネレーティブ、 生成系 A I で、この A I の生成物の著作物性とか、 一方、 A I 生成物による著作権侵害の成否とか、 様々な著作権上の課題があると思うんですが、 この A I の学習段階における著作物の利用の在り方についても 問題視する声があると思いますが、この辺りの課題を把握されているか

A I とこの著作権制度との関係につき、 まだ整理されていない課題があるという指摘については 承知をしております



AI戦略と著作権:政府の答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - AIの光と影に対応した政策について
 - → 政府参考人(内閣府・科学技術イノベーション推進事務局統括官)



2019年以降、A I 戦略を策定してきたと思いますが、 その中で、知財とか著作権法上の課題について 何か方針が示されてきたのかどうか、見解を伺いたいと思います

知財あるいは著作権法上の課題に関する方向性というのは示していません



日本でも、AIと著作権法の問題は、日に日に大きくなっており、 今後のAI戦略にとって決して無視できない状況である!

AI開発と著作権:岸田総理の答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - AIの光と影に対応した政策について
 - → 岸田 文雄内閣総理大臣



A I 開発での著作物の利用がどこまで適法なのか、 どこから違法になるのかについてはしっかりとこれ政府で検討する必要があると 思うんですけれども、御見解いただきたいと思います

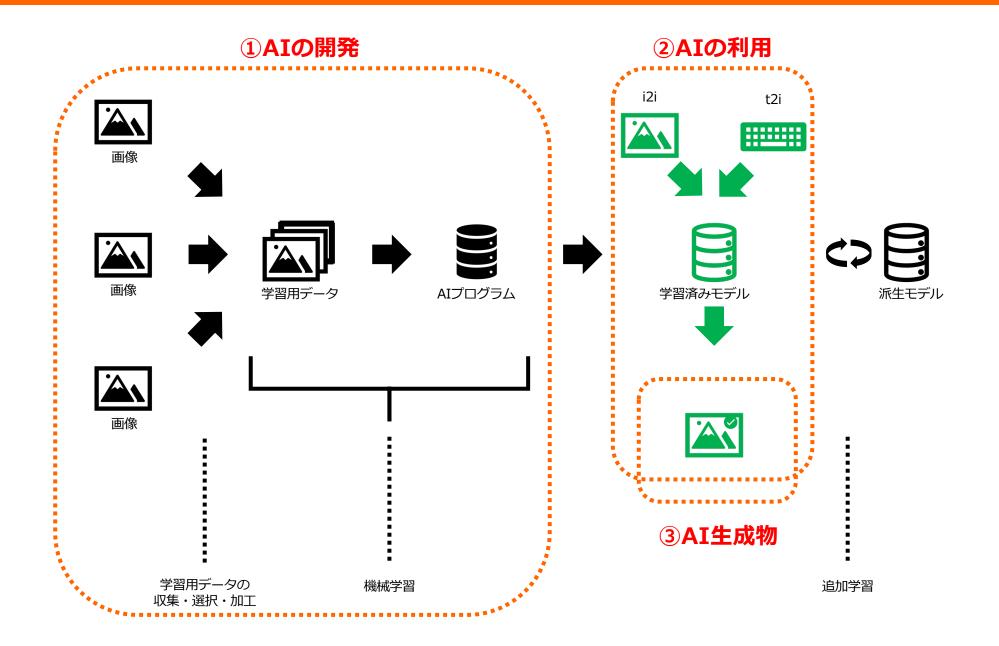
A I 開発でのこの著作物利用の適法性については、 個別具体の事案に即して最終的には司法判断による

A I に関する動向の把握に努めるとともに、御提案も踏まえて A I 政策に関する組織体制の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えています



知的財産権に関するルールメーキングを含め、 総合的なAI政策を継続的に議論する政府部局の設置が必要

パネル資料:画像生成AIで著作権の問題が生じている場面



パネル資料:著作権法30条の4

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、**著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用**その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

デジタルアーカイブ振興法の制定:岸田総理の答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - デジタルアーカイブ政策について
 - → 岸田 文雄内閣総理大臣



デジタル社会におけるあらゆる政策の基盤となる デジタルアーカイブの推進について、 デジタルアーカイブ振興法のような基本法は、私は絶対必要だと思う いろんな部署が関係してきますので、 司令塔機能も含めてこういったものが必要だと思いますが、 総理の御見解いただきたいと思います

どのような情報についてデジタルアーカイブを進めていくニーズがあるか、 情報の取扱いやアーカイブするためのリソースの確保をどう進めるべきか、 また行政としてどう関わるべきかといった論点があると承知しており、 デジタルアーカイブを推進するための枠組みや必要な予算を含め、 引き続き関係省庁が連携して検討してまいりたいと考えています



こども家庭庁発足までの経緯

2016年1月19日

・ どの省庁も児童の性的搾取の実態を把握できていないことが判明 児童虐待の「総合的な対策専門部署設置」の答弁を引き出す

2016年2月19日

当時の菅内官房長官、世耕官房副長官に「こども庁創設の要望書」提出

2021年1月24日

菅義偉内閣総理大臣面会。「こども庁」について私案を提言

2021年2月2日

● 自民党有志30人と「Children Firstの行政のあり方勉強会」発足

2021年4月1日

• 菅総理大臣申し入れ

2021年4月13日

自民党総裁直属機関として"「こども・若者」輝く未来創造本部"発足

2021年9月22日

自民党総裁候補者による「こども政策公開討論会」

2021年12月21日

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定

2022年6月15日

参議院本会議にて「こども家庭庁設置法案」「こども基本法」成立

2023年4月1日

「こども家庭庁」発足









こどもの命を守るとの宣言を!:岸田総理から引き出した答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - こども家庭庁発足に当たって
 - → 岸田 文雄内閣総理大臣



今後のこども庁でこどもの命、健康、人権について重点的に取り組んで、これ以上こどもの命が、こどもが命を落とすことがない、日本ではこどもが原則というふうになるように 力強く宣言いただきたいと思いますが、御決意いただけないでしょうか

こども家庭庁においては、こどもの視点に立って、 こどもの権利利益の擁護を図り、

その最善の利益を実現できるよう施策の充実に取り組むとともに、こども政策の司令塔として、警察庁、厚生労働省、文部科学省など関係省庁と連携しつつ、こどもの自殺対策や児童虐待防止対策、

不慮の事故の防止など、こどもの安全対策、重点的に取り組んでいきたいと考えています。

こどもが命を落とすことなく健やかに成長できる社会の実現に向けて 全力を尽くしてまいりたいと考えております。



こどもの命を守るとの宣言を!:毎日新聞

こども家庭庁業務開始 首相「安全対策、重点的に取り組みたい」

政治 速報

毎日新聞 2023/4/3 11:51 (最終更新 4/3 18:10) 252文字



岸田文雄首相

岸田文雄首相は3日午前の参院決算委員会で、同日業務を開始した、こども家庭庁について「子どもの権利擁護を図り、子ども政策の司令塔として、自殺対策や児童虐待防止対策、不慮の事故防止など子どもの安全対策に重点的に取り組みたい」と述べた。自民党の山田太郎氏への答弁。

首相は2022年の児童・生徒の自殺者数が514人で過去最多となり、児童虐待の相談件数は20万件超に上ったと指摘。「子どもや若者を取り巻く環境は大変厳しい。自殺や児童虐待により、子どもが命を落とすことがあってはならな

いしと強調した。【加藤明子】

出典:こども家庭庁業務開始 首相「安全対策、重点的に取り組みたい」

https://mainichi.jp/articles/20230403/k00/00m/010/051000c

花粉症対策全体像(グランドデザイン)



花粉発生源対策プロジェクト(H19~)

- ■牛成抑制
- •花粉症対策品種(少花粉・ 無花粉スギ)開発、植え替 え促進
- ・菌類を活用した飛散防止 削研究
- ■伐採、利用
- ・改質リグニン商用化研究
- ·CLT材
- ■森林管理
- •森林経営管理法 等

- ■測定
- •花粉飛散観測 (環)
- ■予測
- ・気象データによる花粉飛散 予測(気)
- ・スギ・ヒノキ雌花の着花量 調査による花粉飛散予測 (農)
- ■大学
- ・花粉症対策アプリ順天堂大

事実上、国の取り組みなし

花粉症環境保健マニュアルに よる啓発(環)

- ■大学
- ·防曝研究 埼玉大学
- ■民間
- ・防爆グッズの開発
- ・花粉無力化の住環境開発

- ■治療(厚)
- 薬物療法(対症療法)
- ·免疫療法(根治治療)
- •舌下療法
- •花粉緩和米研究(農)
- ·花粉症ワクチン研究(文)
- •手術療法
- •有病者数調査(2020年度~)
- ·免疫基礎研究(文)

山田太郎の花粉症対策のための取り組み

2013年5月9日

2014年3月13日

2014年3月17日

2014年4月8日

2015年3月3日

2015年3月26日

2020年3月6日

2020年3月10日

2020年4月21日

2023年4月3日

2023年4月12日

農林水産委員会 質疑 - 山田太郎、花粉症について国会で初質疑

農林水産委員会 質疑 - 所信表明に「花粉症対策」が入っていない件について

農林水産委員会 質疑 - 花粉症対策予算の拡充について

農林水産委員会 質疑 - 花粉症の経済損失について

花粉症調査のため視察(森林総合研究所・農業生物資源研究所・建築研究所)

農林水産委員会 質疑 - 花粉の発生源であるスギの補助金について

花粉症調査のため視察(森林総合研究所、農研機構)

内閣委員会 質疑 - 花粉症対策のグランドデザインについて

小泉進次郎環境大臣(当時)に直訴

決算委員会 質疑 - 花粉症対策の政府の司令塔について

超党派 花粉症対策議員連盟(仮称) 発起人会











小花粉杉・無花粉杉の成果:林野庁の答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - 花粉症の発生源と発症対策について
 - → 政府参考人(林野庁長官)



少花粉杉、無花粉杉のこれまでの成果と今後の方針及び数量目標、また、100%少花粉杉、無花粉杉にする場合の課題等について御見解、お願いします。

少花粉杉、無花粉杉などの花粉の少ない苗木の生産拡大に取り組んでおりまして、

令和二年度には1393万本まで増加し、

生産量が十年前と比べて約10倍、杉苗木の年間生産量の約五割に達しております。

令和14年度までにこの杉苗木の年間生産量の約七割にまで増加させることを目標に、

引き続き関係機関、関係団体と連携し、生産、利用の拡大に取り組んでまいる考えでございます。



杉花粉飛散防止剤:林野庁の答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - 花粉症の発生源と発症対策について
 - → 政府参考人(林野庁長官)



即効性という意味においては、別に杉花粉飛散防止剤の実用化というものがあります この杉花粉飛散防止剤の実用化に向けた状況と

今後の方針、期限目標、課題等、お伺いできればと思います。

- ▶ シドウイア菌を活用した防止剤の開発→令和三年度までに、花粉量の抑制が図られるなどの効果が確認
 - ▶ 令和四年度からは、新たな防止剤の開発に対して支援(食品添加物として利用されている物質)

花粉飛散防止剤の開発につきましては、いずれもまだ様々なレベルでの課題がありますので 期限を定めた目標の設定はできておりませんけれども、

課題を一つ一つ解決しながら、

引き続き早期の実用化に向けて取り組んでまいる考えでございます。



国をあげた花粉症対策:野村農水大臣から引き出した答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - 花粉症の発生源と発症対策について
 - → 野村哲郎農林水産大臣



本当に我々はコロナ克服するためにいろんなことを対策してきました。 この花粉症対策、国を挙げて、これだけの国民病というふうに言われているんですから、 やっていただきたいというふうに思います。

御見解を伺いたいと思います。

大変これは重要な問題だというふうに思っております。

農水省だけでできる話ではございませんので、これらの取組につきましては、

いろんな課題もありますので、関係省庁や関係機関と連携して、

これからの取組も自分のこととして私も一生懸命やってまいりたいと、

こんなふうに思っているところでございます。



国をあげた花粉症対策:岸田総理から引き出した答弁

- 決算委員会(2023/04/03)
 - 花粉症の発生源と発症対策について
 - → 岸田 文雄内閣総理大臣



本当に我々はコロナ克服するためにいろんなことを対策してきました。 この花粉症対策、国を挙げて、これだけの国民病というふうに言われているんですから、 やっていただきたいというふうに思います。御見解を伺いたいと思います。

花粉症については、もはや我が国の社会問題と言っていいような問題であると認識をしています。

そして、委員、まさに全体像、対策の全体像をお示しになられましたが、

発生源対策、それから発生の予測、それから予防、それから治療と、様々な対策が求められます。

要は、これをどう組み合わせて、効果的な組合せをつくって対策を行う、これが重要だと思っています。

そういったことから、政府においても関係閣僚会議、これを開催し、

そして情報共有、そして効果的な対策の組合せ、こういったものに取り組んでいます。





2023年4月4日 内閣委員会

異次元の少子化対策とこども大綱について 発達障害とその支援 不適切指導とブラック校則について

内閣委員会:異次元の少子化対策とこども大綱について

- 内閣委員会(2023/04/04)
 - こども大綱について、工程表について
 - → 小倉將信内閣府特命担当大臣



こども家庭庁の中でも、このたたき台に終わらず実行される、

そして大綱がしっかり意味のあるものになるように、

大綱自身は秋までに作るということでありますが、

必ず工程表を入れるということを大臣にお願いしたいんですが、いかがでしょうか

まず、山田太郎委員におかれましては、

こども家庭庁発足に当たりまして様々御尽力をいただいたこと、感謝を申し上げたいと思います。

こども大綱の対象となる期間については既存の子供関連の三つの大綱と同様におおむね五年をめどとし、

いわゆるPDCAサイクルを構築することが求められていること、

また、こども大綱の進捗をこども家庭審議会において点検、評価、公表し、その結果を踏まえ、毎年、こども政策推進会議において、

大綱の期間内においても継続的に施策の点検と見直しを図ることで、

時々の社会情勢に即して柔軟にPDCAサイクルを回していくことが重要であることとされております。

こども大綱に定める子供施策につきましては、報告書のこうした指摘を踏まえ、今後、具体的な進め方について議論をしていきたいと思っております。



内閣委員会:異次元の少子化対策とこども大綱について

- 内閣委員会(2023/04/04)
 - こども政策予算について
 - → 小倉將信内閣府特命担当大臣



倍増の話が出るんですが、私は、倍増は倍増で、

日本のこどもあるいは家庭関係支出が少ないということはそのとおりで、

倍増というのは大いにやるべきだと思うんですが、ただ、問題は、これまでどこに何にお金を使ってきたのか、 そういうのが大変政府の中で不明だと思うんですね。

予算の検証の方法、それから予算の作り方というのも是非工夫していただきたいと思いますが、

大臣、いかがでしょうか。

今後、内閣総理大臣を長とする閣僚会議でありますこども政策推進会議を開催をした上で、 こども家庭審議会において、報告書における検証結果を踏まえつつ、 こども大綱の策定に向けた検討をしっかり本格化をしてまいりたいと思います

÷

自治体における様々なEBPMの知見、しっかりこども家庭庁としても取り組みながら、 より実効性のある子供政策は何かを考えていきたいというふうに思っております



内閣委員会:発達障害とその支援

- 内閣委員会(2023/04/04)
 - 発達障害を持つ子どもの数について
 - → 文部科学省政府参考人、厚生労働省政府参考人



発達障害を持つ子どもの数に関して、

政府がどれだけ把握しているのか、文科省さん、厚労省さん、御回答をお願いします

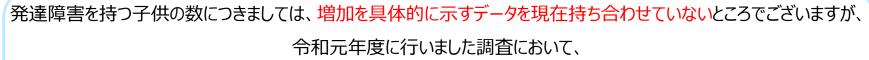
文科省といたしましては、発達障害のある子供の数そのものを把握してございませんけれども、

発達障害のある子供の中には、大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、

一部の時間で障害に応じた特別な指導を行う通級指導を受けている場合がございまして、

この通級指導を受けている小中高等学校の児童生徒数は

令和三年の時点で約十万人いるというふうに把握をしてございます。



障害児の通所支援を利用している障害児の四割弱が発達障害であるとされており、

こうした通所支援の利用者数は年々増加し、令和元年五十一万人であったところ、

令和三年度では六十二万人と増加しており、これに伴い発達障害児の数も増加しているものと考えております。





内閣委員会:発達障害とその支援

- 内閣委員会(2023/04/04)
 - 発達障害を持つ子どもの数について
 - → 文部科学省政府参考人、厚生労働省政府参考人



こども庁では、司令塔としてこの発達障害について どういうふうに対応していこうとされているのか、大臣にもお伺いしたいと思います。

こども家庭庁としては、発達障害の子供とその家族を気になる段階から 早期に切れ目なく支援するため、児童発達支援センターを中核とした 地域における障害児の支援体制の強化に取り組むとともに、 厚労省や文科省等の関係省庁の連携を確保し、各自治体において、 個々の子供と家族のニーズに応じたきめ細かい対応がなされるようしっかり取り組んでまいります



内閣委員会:不適切指導とブラック校則について

- 内閣委員会(2023/04/04)
 - こどもの自殺が起きた時の背景調査の詳細調査について
 - → 文部科学省政府参考人

不適切指導でこどもが亡くなった場合は、詳細調査に移行しなければならない

→ アンケート調査のみしか行われず、第三者の調査(詳細調査)が行われていない実態が



不適切な指導でこどもが亡くなった場合、

いわゆる指導死でありますけれども、詳細調査が行われているはずなんですが、 このアンケート調査は詳細調査に当たるのかどうか、御回答をお願いします

この調査の指針に沿いまして、遺族の御要望を踏まえまして、

詳細調査の目的を達するように、アンケート調査に限らず聞き取り調査を行うなど、 指針を踏まえた適切に調査いただく必要があるというふうに考えているところでございます アンケート調査のみをもって、要は詳細調査にするということではございません。

指針ではそのように定めてございません。



内閣委員会:不適切指導とブラック校則について

- 内閣委員会(2023/04/04)
 - こどもの自殺が起きた時の背景調査の詳細調査について
 - → 文部科学省政府参考人



遺族が詳細調査を希望した場合に設置者がそれを拒否することは許されるのかどうか、

仮に実際に拒否された場合、文科省はどのように対応するのか、

端的にお答えいただけますでしょうか

基本的に、この指針に基づきまして詳細調査を行うということは

御遺族の要望等がある場合でございますので、

基本的にはこの指針に従って対応いただくことが肝要だと思ってございます



遺族が詳細調査を希望した場合には設置者は拒否することはできない

内閣委員会:不適切指導とブラック校則について

- 内閣委員会(2023/04/04)
 - こどもの自殺が起きた時の背景調査の詳細調査について
 - → 文部科学省政府参考人



指導死をなくすためには、調査の報告書の文科省への提出を義務付けたり

調査の徹底を図るべきだと思います。

そうでないと、結局、学校だとか教育委員会の中で

一種隠蔽されてしまうと、親御さんたちもその仕組みを知らないわけですから、

希望がなかったのだということで片付けられてしまうというのはとんでもない話でありますので、

その辺り、御回答お願いします

しっかりと当該事務連絡の周知を図りまして、委員御指摘のようなことがないように、 再発防止の取組が達成されるように取り組んでまいりたい というふうに考えているところでございます。



学校・保護者に調査の周知徹底をし、指導死の再発防止に取り組む

不適切指導等に関する取り組み

2021年3月 2021年3月16日

2021年4月16日 2021年4月22日 2021年5月28日

2021年11月6日 2021年1月~ 2021年12月21日

2022年3月30日 2022年5月10日

2022年8月28日 2022年9月15日 2023年1月20日 2023年3月9日 2023年3月29日

2023年4月4日

2023年4月11日

不適切指導の存在を知る

自民党有志30人と「Children Firstの行政のあり方勉強会」の緊急提言にこともの自殺の詳細検証や全件把握、CDRの制度化について記載一般社団法人ここから未来代表理事、指導死親の会共同代表の大貫隆志さんと面会「Children Firstの行政のあり方勉強会」で「指導死」を取り上げる第二次提言に、「体罰、虐待と指導死の問題」について記載適切な実態調査と再発防止策の徹底を求める

「安全な生徒指導を考える会」の遺族の方と面会

宮路拓馬こども担当政務官と定例打合せ 自殺大綱との連携、こどもの自殺対策部署設立の要請 文科省に生徒指導改定の際に「不適切指導」に関して盛り込むよう要望 この時点では、素案の章立てに「不適切な指導」の記載はなし 文科省とレク 大項目として「不適切指導」を盛り込むよう要請 文科省とレク

「不適切な指導」という文言が目次に追加され、不適切な指導が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることが、過去事例(福井池田町の自殺事案)を踏まえて記載

生徒指導提要案公開 新たに不適切指導の具体例が掲載

「安全な生徒指導を考える会」と永岡文科大臣面会。大臣から「指導死ゼロは基本」と明言 文科省とレク 提要の周知徹底を要請

内閣委員会質疑 生徒指導提要改定の通知を出すよう迫る

文科省初等中等教育局長名で、教育委員会に対して提要改定で不適切指導が記載された 旨の「通知」が発出。不適切な指導の懲戒処分規定の整備を求めることも記載。

内閣委員会質疑

アンケート調査はこの詳細調査にはあたらない。詳細調査を拒否された場合、文科省は学校設置者等に指導助言を行っていくとの答弁を得る

こども家庭庁に、こどもの自殺対策部署が設置されることに

生徒指導提要改訂版で大きく前進したポイント

- 「不適切指導」の存在が明文化された(今までは 不適切指導に言及すらしていなかった)
- ・不適切指導が不登校や自殺のきっかけになることが記載された
- ・ 不適切指導の具体例が示された
- 指導後の適切な対応についても記載された

(参考) 子供の自殺が起きたときの背景調査の大まかな流れ①

基本調査

- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの
- 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定
- → 遺族との関わり・関係機関との協力等/指導記録等の確認/全教職員からの聴き取り
- 状況に応じ、亡くなった子供と学級や部活動などにおいて関係の深かった子供への聴き 取り調査も、適切に実施(ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、制約を伴う)

詳細調査への移行の判断

- <u>設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。</u>この際、 第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家の意見を求めたりして、その意見を 尊重する体制とすることが望ましい
- 全ての事案について詳細調査に移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも 次の場合に詳細調査に移行する。
 - ア) 学校生活に関係する要素(いじめ、体罰、学業、友人等) が背景に疑われる場合
 - イ)遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合
- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて 遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる
- 調査組織が平常時から設置されていないような場合には、組織立ち上げには相応の時間 を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある
- このため、基本調査の報告後、詳細調査の組織の設置まで更に1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、詳細調査移行を判断する際に併せて、アンケート調査や聴き取り調査を、調査組織による詳細調査に先行して、緊急的に実施するかどうかを判断する

(参考) 子供の自殺が起きたときの背景調査の大まかな流れ②

詳細調査

- 基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す
- 調査の主体は、学校又は学校の設置者が考えられる。公立学校における調査の主体は、 特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする
- 自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、中立的な立場の外 部専門家が参画した調査組織で「詳細調査」を実施すべき。この調査組織の構成は、職能団 体からの推薦によるなど、公平性・中立性を確保することが必要

【詳細調査の実施】

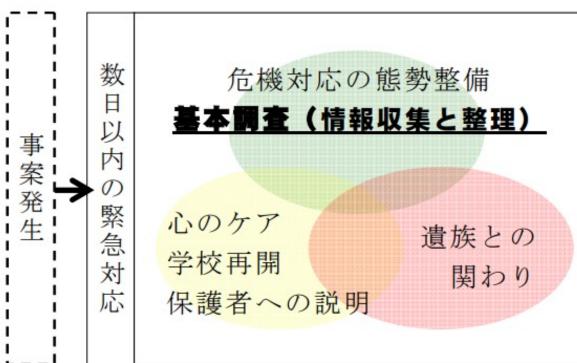
調査組織の設置・調査の計画・調査実施 <u>(アンケート調査・</u>聴き取り調査等) / 自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防への提言/報告書のとりまとめと遺族等 への説明/調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用 等

- ※ 自殺の事実を在校生に伝えての調査は、遺族の了解、子供・保護者の理解・協力、心の ケア体制が整っていることが前提。
- 詳細調査に移行しないと判断した場合は、基本調査の内容、得られた調査情報等を保存し、 自殺の実態調査を文部科学省へ提出するとともに、得られた情報の範囲内で検証や再発防止策 を検討する必要がある。

(参考)子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)

事後対応全体





詳 細 調 查移 查等 実 判 断

- 詳細調査の実施(実 施する場合)
- ・いじめが背景に疑 われる場合,いじ め防止対策推進法 に基づく措置
- ・ 文部科学省へ「実 態調査(※2)」を提 出 等